

様式4－1 附 屬 機 関 概 要

附 屬 機 関 名 (庶務担当)	埼玉県畜産協議会 畜産安全課 総務・畜産企画担当	
設 置 年 月 日	昭和28年4月28日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例 埼玉県畜産協議会規則	
委員定数・任期	20名以内 2年	
職 務 内 容	知事の諮問に応じ、畜産に関する重要事項を調査審議、答申する。	
公開・非公開の別	公開	公開
令和6年度の 活 動 状 況 ・開 催 日 ・場 所 ・議 題 等	開催なし。	

様式4－1 附 屬 機 関 概 要

附 屬 機 関 名 (庶 務 担 当)	埼玉県種苗審議会（農林部生産振興課主穀担当）	
設 置 年 月 日	昭和33年8月8日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例、 埼玉県種苗審議会規則	
委 員 定 数 ・ 任 期	20人以内・2年	
職 務 内 容	知事の諮問に応じ、主要農作物の品種転換、奨励品種の改廃等について、調査審議する。	
公開・非公開の別	公開	
令和6年度の 活 動 状 況 ・開 催 日 ・場 所 ・議 題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和7年2月4日（木） ・場所 埼玉教育会館104会議室 ・議題等 <ol style="list-style-type: none"> 1 主要農作物奨励品種等の採用について 2 主要農作物奨励品種等の廃止について 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 奨励品種決定調査等への主な供試系統・品種について 	

様式4－1 附 屬 機 関 概 要

附 屬 機 関 名 (庶務担当)	埼玉県園芸振興審議会 (農林部生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当)	
設 置 年 月 日	昭和32年5月20日	
設 置 根 拠 等	執行機関の附属機関に関する条例 埼玉県園芸振興審議会規則	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職 務 内 容	知事の諮問に応じ、野菜・果樹・花植木の振興計画の樹立など、園芸振興に関する重要事項を調査・審議する。	
公開・非公開の別	公開	ただし、出席委員の2／3以上の多数で議決時は非公開とすることもできる。
令和6年度の 活 動 状 況 ・開 催 日 ・場 所 ・議 題 等	審議事項がなかったため、開催実績なし。	

様式4－1 附 屬 機 関 概 要

附 屬 機 関 名 (庶務担当)	埼玉県森林審議会 (森づくり課総務・森林企画担当)	
設 置 年 月 日	昭和26年10月1日	
設 置 根 拠 等	森林法第68条、第70条 埼玉県森林審議会規則	
委 員 定 数 ・ 任 期	15名以内・令和8年9月30日	
職 務 内 容	森林法又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申する。また、これらの事項について建議することができる。	
公開・非公開の別	公開	
令和6年度の 活 動 状 況 ・開 催 日 ・場 所 ・議 題 等	<p>第1回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和6年11月15日（金） ・場 所 埼玉会館7B会議室 ・議題等 <p>(諮問事項) 林地開発行為の変更許可について</p>	

様式4－1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県農業水利審議会（農村整備課 企画担当）	
設置年月日	昭和32年6月4日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例 第2条 埼玉県農業水利審議会規則	
委員定数・任期	委員定数 20人以内 ・ 任期 2年	
職務内容	知事の諮問に応じ、農業上必要なかんがい排水等について調査審議する。	
公開・非公開の別	原則公開	ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。
令和6年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	平成28年11月の委員任期満了をもって、常時委員を委嘱し、毎年度開催する方式から、審議が必要な課題が生じたときに、その都度、課題に応じた委員を招集し、必要に応じて開催する方式へ変更しました。以来令和6年度まで開催していません。	